

障がい者のサービスが変わります

4月1日から 一部サービスの申請先や給付対象など

社会福祉課 ☎823-9207
FAX 823-9627

障がい児の通所サービスの申請先が変わります。

障がいのある児童のうち、療育が必要な児童が利用できる通所サービスがあります。この申請先が、児童福祉法の改正により県から市町に変わります。

旧 これまでは…

サービス	申請先
児童デイサービス	海田町
知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設	広島県
重症心身障害児（者）通園事業	広島県



新 これからは…

サービス	申請先
障害児通所支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	海田町 (社会福祉課)

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

○障害児通所施設の利用方法

- ① 障害児通所支援の利用を希望する場合は、海田町（社会福祉課）に申請を行います。
 - ② 海田町からサービス給付の決定を受けたら、指定施設・事業所と契約を結び、支援を受けます。
- ※平成24年4月1日までに、障害児施設給付費（知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児通園施設）および児童デイサービスの支給決定を受けている方は、現在お持ちの受給者証に記載されている有効期間までは、引き続きサービスを利用することができます。（対象となる方には、新しい受給者証をお送りしています。）

高額障害福祉サービス等給付費の対象に、補装具に係る利用者負担が加わります。

同一の世帯の支給決定障がい者に対する、以下の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、その超える部分に該当する額を支給します。

以下のサービスを個人またはご家族で合わせてご利用の場合は、社会福祉課までお問い合わせください。

- ・障害福祉サービスの利用者負担額
- ・補装具の利用者負担額
- ・介護保険法に基づく居宅サービス等の利用者負担
- ・障害児通所施設の利用者負担
- ・障害児入所施設の利用者負担

障害児入所施設に入所している18歳以上の方の申請先が変わります。

18歳以上の障害児施設入所者については、他の大人の障がい者と同様に年齢に応じた適切なサービスが受けられるようにするため、障害福祉サービスにより対応することになりました。このため、申請先が県から市町に変わります。

旧 これまでは…

サービス	申請先
知的障害児施設	広島県
盲ろうあ児施設	
肢体不自由児施設	
重症心身障害児施設	



新 これからは…

サービス	申請先
障害児入所支援 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	海田町 (社会福祉課)

○申請先

- ① 18歳以上の方が障害児入所施設を利用する場合
施設入所者の入所前の居住地が申請先になります。
- ② 18歳未満の方が障害児入所施設を利用する場合
県こども家庭センターで手続きを行ってください。

春の全国交通安全運動

生活安全課 ☎823-9208

日々暖かさが増し、外出する機会が増える季節になりました。そこで忘れてはならないのが交通安全に対する意識です。一人一人が、交通ルールとマナーを守り、交通事故をなくし、楽しい季節を過ごしましょう。
実施期間 4月6日(金)～15日(日)
スローガン

いそいそでも かならずかくにん みぎひだり
基本目標 子どもと高齢者の交通事故防止
運動の重点
①自転車の安全利用の推進
②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶

離職して家賃の支払いにお困りの方へ

社会福祉課 ☎823-9220

現在離職中で、就労能力および意欲があり、住宅を喪失またはそのおそれのある方を対象に、原則6カ月を限度とし住宅手当を支給します。また住宅確保・就労支援員による住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

住宅手当支給額

単身世帯：3万5千円以内
複数人世帯：4万6千円以内

支給対象者

- 支給申請時に以下の要件全てに該当する方が対象となります。
- ①平成19年10月1日以後に離職したこと。
 - ②離職前に自らの就労収入を主として世帯の生計を維持していたこと。
 - ③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うことまたは行っていること。
 - ④住宅を喪失していることまたは喪失するおそれのあること。
 - ⑤世帯の収入が収入基準額以下であること。
 - ⑥世帯の預貯金の合計が基準額以下であること。
 - ⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用対策による貸付または給付、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていないこと。
- なお、手当支給期間中は、常用就職に向けた求職活動を行っていただきます。